

# 避難確保計画の作成・避難訓練の実施について

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。

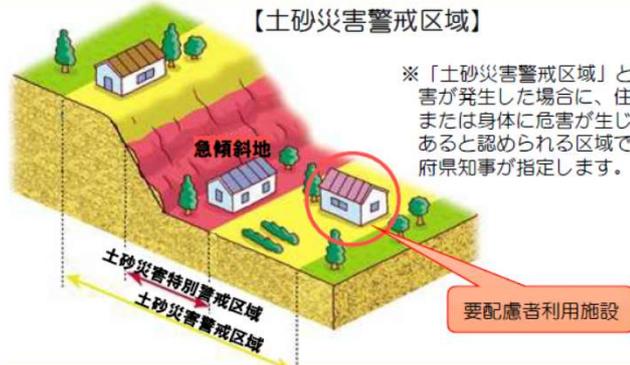
※土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

ポイント!

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務**となっています。 ※福知山市地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。



※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

## 要配慮者利用施設 とは…

社会福祉施設、学校、医療施設  
その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例えば

- |                     |                           |                      |
|---------------------|---------------------------|----------------------|
| (社会福祉施設)            | ・老人福祉施設                   | ・児童福祉施設              |
| ・有料老人ホーム            | ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設 | ・障害児通所支援事業の用に供する施設   |
| ・身体障害者社会参加支援施設      | ・障害者支援施設                  | ・児童自立生活援助事業の用に供する施設  |
| ・地域活動支援センター         | ・福祉ホーム                    | ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設 |
| ・障害福祉サービス事業の用に供する施設 | ・保護施設                     | ・子育て短期支援事業の用に供する施設   |
|                     |                           | ・一時預かり事業の用に供する施設     |
|                     |                           | ・児童相談所               |
|                     |                           | ・母子・父子福祉施設           |
|                     |                           | ・母子健康包括支援センター 等      |
| (学校)                | ・幼稚園                      | ・特別支援学校              |
| ・小学校                | ・義務教育学校                   | ・高等専門学校              |
| ・中学校                | ・高等学校                     | ・専修学校 (高等課程を置くもの) 等  |
|                     |                           | (医療施設)               |
|                     |                           | ・病院                  |
|                     |                           | ・診療所 等               |

※義務付けの対象となるのは、これらの要配慮者利用施設のうち、福知山市地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

# 1 避難確保計画の作成

※「避難確保計画の作成のひな形」を福知山市のホームページに掲載していますので、計画作成に活用してください。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保**を図るために必要な事項を定めた計画です。
  - 防災体制
  - 避難誘導
  - 施設の整備
  - 防災教育及び訓練の実施
  - 自衛水防組織の業務 (※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合)
  - そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置 に関する事項
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成**いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。

## 2

## 福知山市への報告

- 避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**福知山市へ報告**する必要があります。
  - 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対して、市町村長が必要な指示をする場合があります。
  - 正当な理由がなく、指示に従わないときは、福知山市がその旨を公表する場合があります。

## 3

## 避難訓練の実施

- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらうなど、**多くの方々**が避難訓練に参加することで、**より実効性が高まります**。
- ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、**浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施**することが重要です。



避難体制のより一層の強化のために、関係者が連携して取り組むことが重要です！



### 問い合わせ先

- ・ 避難確保計画の作成や訓練、福知山市の防災に関すること  
福知山市役所市民総務部 危機管理室  
（担当）危機管理係  
（電話）0773-24-7503（直通）  
（メール）kikikanri@city.fukuchiyama.lg.jp